



三郷市障がい者就労支援センター



障がい者雇用を検討されている事業主様へ

当センターでは、障がいのあるかたが「長く安定して働く」ことを目的としています。『働く（働きたい）障がいのあるかた』と『雇用する（雇用したい）事業主』様からのご相談を受けて、中立の立場で雇用関係のバランスを図りながら、双方への支援や解決方法のご提案などを行っております。

開 所日時・利用できる事業主

月曜日～金曜日 9時～17時（祝祭日・年末年始休業）

障がいのあるかた（三郷市内在住）の雇用を検討している、または、雇用している事業主

登 録・就労状況（令和 6年 3月末現在）

登録者	540名	身体	83名	知的	194名	精神	255名	その他	8名
就労者	368名	身体	56名	知的	157名	精神	150名	その他	5名

当センターには、市内在住の就職を希望している障がいのあるかたが登録しており、業務に適性があるかたの紹介も行っております。（雇用されている障がいのあるかたが市内在住ではない場合もご相談ください。担当の支援機関にお繋ぎいたします。）

障がい者雇用に係る制度の概要

民間企業や国、地方公共団体、特殊法人等は、「障害者の雇用に関する法律」に基づいて、一定割合以上の障がい者を雇用しなければならないとされています。この一定の割合を「法定雇用率」と言い、民間企業の法定雇用率は2.5%です。

$$\text{法定雇用障害者数} = (\text{常用労働者数} + \text{短時間労働者数} \times 0.5) \times 2.5\%$$

※常用労働者数+短時間労働者数×0.5の合計が40.0人以上の企業が対象

（ 令和8年7月 ⇒ 2.7% 37.5人 ）

■ 障がい者雇用をすすめたい ◆

障がいのあるかたを雇用する上での不安や、心配ごとなどの相談をお受けします。働く障がい者と雇用する事業主がお互い理解しあうことができるよう、関係機関と連携しながら調整をいたします。

職務の切り出し	「どのような仕事を作ればよいのかわからない」 「雇用を考えているが、できる仕事がないように思う」
雇用条件	「勤務時間や雇用形態はどのようにしたらよいだろう」
障がい者への対応	「本人への対応の仕方がわからない」 「仕事の教え方がわからない」
雇用後のイメージ	「障がい者が職場で働いているイメージがつかめない」 「どのような配慮が必要か想像がつかない」
採用方法	「市内や近隣の人を雇用したい」 「どのように募集をかければよいかわからない」

■ 障がい者を雇用しているが ◆

障害のあるかたを雇用している中で、お困りのことがあればご相談ください。状況を確認しまして、方向性についてご提案させていただきます。

実務支援	「どのように仕事を教えればよいかわからない」 「仕事をなかなか覚えてくれない」 「新しい仕事を頼みたいが上手く伝えられない」
雇用条件	「勤務の調整を考えている（勤務時間、休暇の変更など）」
勤務態度	「勤務中のマナーに課題がある」「勤怠が安定しない」 「職場の同僚とのトラブルが多い」
職務の切り出し	「ほかの仕事を頼みたいが、切り出しが難しい」

みさとししょう しやしゅうろうしえん
三郷市 障がい者就労支援センター

〒341-0026

みさとしこうぼう きない
三郷市幸房1433（ワークセンターしいの木内）

☎ 048-953-1521

FAX 048-953-4779

e-mail: workwith@city.misato.lg.jp

